

子ども誰でも 通園制度



誰が利用できるの？利用できる時間などは？

対象児童・・・0歳6か月から満3歳未満の子ども

○保育所や認定こども園を利用している方は利用できません。

○保護者の就労要件等は問いません。

利用時間・・・子ども1人あたり月10時間まで

○10時間を超えての利用はできません。

利用料・・・子ども1人1時間あたり300円

○上記のほかに、おやつ代などの実費負担が必要な場合もあります。

どんなことができるの？

家庭と違う環境で
子どもを遊ばせたい！

子どもを預けて
リフレッシュしたい！

子育ての悩みを
保育士に相談したい！

「一時預かり事業」との違いは？

●一時預かり事業

保護者の就労や傷病等、その他私的な理由によって、
子どもを保育できないとき、保育所等に「一時的に預ける」もの

●子ども誰でも通園制度

就労など保護者が利用する理由を問わずに、
子どもに成長の機会を与えるため、保育所等に子どもが「通園」するもの

お問合せ

江別市役所子ども家庭部子ども育成課
011-381-1030

市HP



利用のながれは？



① 下記のインターネットフォームから、利用認定の申請を行います。

申請フォーム



申請マニュアル



② 利用アカウントが発行されます。

- 申請時に登録したメールアドレスに、「【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ」のメールが届きます。

③ お子さまのアレルギー情報などを登録します。

- 国が整備する「こども誰でも通園制度総合支援システム」(以下「システム」といいます。)に入力します。

④ 利用希望施設で初回面談を受けます。

- システムで初回面談を予約した後、予約施設から連絡があるので、予約施設と日程調整の上、初回面談を受けます

⑤ 利用希望日を予約し、利用を開始します。

- 予約は、システムを利用して行います。

⑥ 利用終了後、施設が指定する方法で利用料を支払います。

※システムの操作方法については、右マニュアルを参照ください。

システムマニュアル

